

令和3年度 岩手地方労働審議会 労働災害防止部会 議事録

日 時：令和4年2月3日（木）13:30～15:00

場 所：岩手労働局 6階会議室

事務局（熊谷主任監察監督官）

本日、司会を務めさせていただきます熊谷と申します。よろしく申し上げます。
部会開催の前に資料の確認をお願いします。配布しております資料は、事前に送付させていただきました、
資料の抜けなどありましたらお申し出ください。

それでは、開会予定の時刻となりましたので、只今から「令和3年度 岩手地方労働審議会 労働災害防止部会」を開会させていただきます。

開会に当たり、事務局より御報告がございます。

本会議は公開を原則としているところではありますが、傍聴希望はございませんでしたことを御報告させていただきます。

次に、事務局から、本日の審議会における委員の出席状況について御報告申し上げます。本日の部会には、委員定数6名のところ、6名全員の御出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条の規定により定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日の議事録につきましては、岩手地方労働審議会運営規程第6条第2項により、原則として公開されますことを御報告いたしますとともに、議事録作成のために議事を録音させていただいておりますので、御了承願います。

なお、昨年11月に開催されました岩手地方労働審議会において、運営規程の一部改正が行われ、議事録署名が廃止となったところでもあります。このため本部会におきましても議事録を作成後、全部会委員の皆様にはメール送信のうえ、御確認いただき、その上でHPに掲載することとさせていただきます。

それでは、進行は、お手元にお配りしたレジュメの次第に沿って進めさせていただきます。

それでは開催に当たりまして、労働基準部長の麦倉より御挨拶申し上げます。

事務局（麦倉労働基準部長）

本日は、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、令和3年度岩手地方労働審議会労働災害防止部会に御出席くださいます、誠にありがとうございます。

労働災害防止部会の平塚部会長をはじめ委員の皆様には、日頃から労働行政の推

進、とりわけ労働者の安全と健康の確保対策の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜っていることに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本災防部会は、これまでおおむね年1回のペースで、特に東日本大震災後は、沿岸の復旧復興工事現場をパトロールするなど活動をしてきたところですが、一昨年度、昨年度と新型コロナ感染防止の観点から開催を中止せざるを得ず、前回平成30年7月開催から3年をあけての開催となりました。

さて、岩手県内における令和3年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、12月末の速報値で1,404人と、前年比で177人、14.4%の大幅増加、死亡者数についても18人と、令和2年に比べ3人の増加となりました。

この状況は、令和4年度を最終年とする第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、極めて厳しいものとなっていると言わざるを得ません。

このような中での本日の労働災害防止部会ですが、これからの議事におきましては、令和2年及び3年の労働災害発生状況を踏まえ、今年度の主な労働安全衛生対策の施策や第13次労働災害防止計画の進捗状況等を御説明することとしていますので、委員の皆様には、労働災害防止への取組はもちろんのこと、労働衛生対策も含めた労働安全衛生全般について、御意見をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、議題のその他では、当局から今後の労働災害防止部会の進め方などについて御提案をさせていただく予定ですので、皆様方の忌憚のない御意見を頂戴いたしたく、併せてお願い申し上げます。

本日の労働災害防止部会が、今後の労働安全衛生行政の推進に当たって、また、委員の皆様にとっても、有意義なものとなりますことを御期待申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（熊谷主任監察監督官）

それでは、次第の3の議事に入りますが、ここからの議事の進行は部会長にお願いすることになります。

それでは、平塚部会長よろしくお願いいたします。

平塚部会長

今日のご多忙のところ労働災害防止部会にお越しいただいて、ありがとうございます。本日はその他を含めて2件の新規の議題がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入り進行したいと思います。

本日の議題の一番目にあります岩手労働局労働災害発生状況と第 13 次労働災害防止計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

この件に関する質疑応答は、事務局からの説明を終了した後とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局（八重樫健康安全課長）

健康安全課長の八重樫でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

手元の資料により、説明させていただきます。

それでは、2の資料を御覧になっていただきたいと思えます。

資料の2が、令和2年の労働災害発生状況となっております。

一番下に全部の合計の数字が出ていまして、数字が死亡者数ということになっております。令和2年の死亡者数が16人、休業4日以上死傷者数が1,358人となっております。()の364という数字は、転倒災害となっております。

資料3に移らせていただきます。

資料3の1ページになりますが、この折れ線グラフが、去年の死傷者数の動向となります。御覧になっていただくとお分かりになると思えますが、平成8年から下がってききましたが、平成27年から増加し、高止まった状況が見て取れるかと思えます。その下の折れ線グラフが死亡者数ということですが、これも平成8年からは、減少傾向にあるものの、年によって増加したり減少したりということが見えていると思えます。2ページですが、業種ごとの傾向が出ておりまして、一番下の小売業、社会福祉施設が右肩上がりの状況、その上3つが減少傾向にあるものの高止まった状況にあるということになります。業種ごとのグラフについては、後ほど御説明しますが、13次防の業種と連動しておりますので、そちらで御説明させていただきます。3ページ4ページが事故の型別等の円グラフになっていまして、説明は控えさせていただきます。6ページは、労働衛生関係の資料となっております。年に1回各事業所では、定期健康診断を実施することになっておりますが、定期健康診断の有所見率については、右肩上がりとなっております。一番上の令和2年の63.5%が有所見率となっております。その中で所見の多いものが、令和2年の36.0%の血中脂質で非常に高い有所見率を示しております。その下の19.8%は肝機能、18.7%が血圧でこの3つが高い数値を示していることが取れると思えます。7ページ以降は御覧になっていただくということで、省略させていただきます。11ページになりますが、転倒災害のグラフです。後ほどお話もしますが、災害の型では転倒災害が非常に多く、災害の分析もしておりますが、左上の棒グラフの一番下の赤い棒が転倒災害ということで、なかなか減らないで約3割で高止まっているという状

況です。その下の男女比のところですが、女性が 59.6%ということで女性の比率が高い。月では、冬場 12 月 1 月 2 月が転倒災害の増加が多いという季節となっております。その隣の年代別のグラフですが、50, 60 代の女性の比率が高いということがわかんと思います。続きまして 12 ページですが、交通労働災害の発生状況です。真ん中が岩手県の棒グラフですが、交通死亡労働災害と交通死亡事故のグラフです。令和 2 年では、46 件の交通死亡事故の内 2 件が交通死亡労働災害を示しております。その下の折れ線グラフですが、死亡労働災害に占める交通死亡労働災害の割合ということで、赤が岩手県の状況ですけれども、令和 2 年は 12.5%を示しております。めくっていただいて 13 ページですが、真ん中のグラフが交通労働災害の死傷者数の比率です。令和 2 年が労働災害 1,358 人の内交通労働災害が 78 人で 5.7%という状況で、減少傾向ではあるものの急激な減少ではないということになっております。14 ページですが、右側の棒グラフが交通労働災害の月別発生状況です。こちらも発生時期は 12 月 1 月 2 月が非常に高い数字となっていて、この季節では冬季特有災害のスリップなどが多くなっております。

資料の 4 - 1 は、冊子でございます。

ここからは、第 13 次労働災害防止計画の資料となります。安全衛生法第 6 条につきまして、厚生労働大臣が労働審議会の意見を聞いて、労働災害防止計画を策定しなければならないと規定されています。始まりましたのが昭和 33 年からで、このような展開をしてきております。5 年ごとの目標を定めて、減少を図っていくスタイルとなっております。4 - 1 は割愛させていただいて、4 - 2 は、岩手局における第 13 次労働災害防止計画となっております。開いていただきまして、この 13 次防というものが、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間に係る目標となっております。めくっていただいて の 3 つ目ですが、計画の全体の数値目標としては、労働災害の死亡者数を令和 4 年度までに 30%減少させて 16 人以下とする。休業災害については、5%以上減少させ 1,285 人以下とする目標を立てているところです。16 人、1,285 人という元数字というのは、平成 29 年の災害発生状況から%に基づいて出した数字であります。隣のページですが、ここから重点事項ということで、重点事項に対する目標を整備しているものとなっております。1 番目が東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進ということで、復旧・復興工事における労働災害防止の対策、建設現場の統括安全衛生管理の徹底、発注機関等への要請及び連携、事故由来廃棄物等処分業務における放射線障害の防止を中心に進めるということになっております。その下ですが、死亡災害をはじめとした重篤災害等の撲滅を目指した対策の推進ということで、死亡災害が非常に多い建設業、製造業、林業について個別の数字を出していきまして、右の矢印にいただくと、建設業については死亡者数を 15%減少し死傷者数を 10%以上減少、製造業については死亡

者数を 30%減少し死傷者数を 10%以上減少、林業については死亡者数を 50%減少し死傷者数を 10%以上減少という目標数値を立てているということです。3 番目の過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進ということで、労働者の健康確保対策に強化、過重労働による健康障害防止対策の推進、職場におけるメンタルヘルス対策等の推進ということで進めておりました、矢印の先を見ていただきますと、ストレスチェック結果を集団分析した事業場（労働者 50 人以上）の割合を、令和 4 年までに 70%以上という目標を立てております。4 番目の就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進、災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応を から までに示しています。第三次産業対策、道路貨物運送業対策、転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害防止対策、職場における「危険のみえる化」の推進、季節的要因に関連する労働災害の防止。矢印に下がりますと、この中の業種の道路貨物運送業に関しては死傷者数 10%以上減少、小売業に関しては死傷者数 5 %以上減少、社会福祉施設に関しては死傷者数 2017 年、平成 29 年の数値より減少という目標を立てています。5 番 6 番 7 番は、化学物質等による健康障害防止対策の推進などです。後で御覧になっていただきたいと思います。

次は、資料の 4 - 3 になります。5 か年の中の状況をグラフで示しております。死亡者数を令和 5 年までに 16 人以下とするということですが、残念ながら 18 人ということで目標を上回っているということです。右側の休業 4 日以上の死傷者数は 1,285 人ですが、12 月の速報値が 1,404 人ということで目標とかけ離れているという状況です。めくっていただきまして、これが業種ごとの数値でございます。先ほど申し上げた製造業、建設業、林業におきましての、死傷者数の目標の数値がグラフで示しております。見ていただきますと、小売業、社会福祉施設の死傷者数の減少がなかなか進まないとなっていると思います。次のページからは業種ごとの数値になりますが、建設業については土木、木建を含めて墜落、転落災害が約 3 割になっております。3 の製造業に関しては転倒災害が 3 割、はさまれ、巻き込まれ災害が 2 割、切れこすれ災害が 1 割と、この 3 つの事故の型の災害で 6 割を示すことになっております。食品製造業については、今申し上げた 3 つの事故の型の災害が 7 割と顕著になっております。めくっていただいて、4 の林業ですが、激突され 37.5%、切れ、こすれ 25.0%、飛来、落下 16.7%は、チェーンソーでの伐木中の災害が多いことを示しております。その次の道路貨物につきましては、荷役作業の中の災害が多いですが、その中でも墜落、転落の災害が多く 50 代以上が 64%となっております。めくっていただいて、三次産業ですが、その中でも小売業というのはスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターですが、業種的には多いということを示しています。小売業の中でも、その他の小売業が 7 割となって

います。事故の型別ですが、転倒災害が 35%の 3 割と多いということです。50 代以上の方が 81%と 8 割以上を示しております。7 番社会福祉施設の関係ですが、事故の型別では 43.6%と転倒災害が多い。次の動作の反動・無理な動作というのは、腰痛が 23.6%で多く、この 2 つで 7 割を占めるという状況です。2 枚めくっていただくと、分析した実施状況報告ということになっています。年代ごとの分析結果が書いてありますが、この分析結果をうけて、令和 3 年度の行政施策につなげているということです。

資料 1 に戻りまして、これらの点を含めて今年度の重点課題の行政運営方針を定めているところです。2 ページ以降に施策等を掲げております。まずは with コロナということで、非常にコロナの災害が後を絶たないということで労働局、監督署では事あるごとに「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を配って、周知、防止対策を進めているところでございます。(5) 東日本大震災のところでございますけれども、先ほどの 13 次防では重点事項の一番ということですが、震災後 11 年目ということで、沿岸の復旧工事も完成をもってほぼ工事が終わったところでありまして、東日本大震災関連も令和 3 年度までで、令和 4 年度からは東日本大震災の冠を外して、通常の労働行政の中での労働災害防止対策を図っていくこととなります。前年の結果を踏まえて令和 3 年度の監督指導を実施していく、工事関係者連絡会議を開催していく。建災防で事業として安全衛生確保支援事業をしていますが、これと連携して災害防止を進めていく。エで事故由来廃棄物等処分業務における放射線等障害防止対策の徹底、オで過重労働対策の推進ということで、沿岸で平成 28 年に過重労働で残念ながら亡くなった方がいらしたということから、気仙宣言を出し、過重労働を防止しようと平成 29 年に、沿岸 4 署において「岩手リアス宣言」という形で過重労働対策を進めておりました。(6) の先ほどの 13 次防での行政運営方針ですが、転倒災害が多いと申し上げましたが、これを減少するために 4 S (整理・整頓・掃除・清潔) 活動をはじめ、3 年位前から「STOP! 転倒災害プロジェクト」を進めて参りますとともに、「いわて年末年始無災害運動」を通じ、冬季特有災害の防止について広く周知を図っていくということでございます。三次産業につきましては、先ほど申し上げましたが、腰痛災害が多いということから、安全推進者の配置による安全管理体制の強化やリスクアセスメントの普及促進を図り、企業の自主的な安全衛生活動を推進するということです。製造業につきましては、機械災害が多発しているということで、リスクアセスメントを普及して自主的な災害防止を進めていく。林業については、先ほども申し上げたチェーンソーでの伐木作業の災害が多いということから、「チェーンソーによる伐木等作業に関するガイドライン」に基づいて基本的な安全対策の徹底を周知し進めていくということです。建設業につきましても、墜落・転落災害、

重機災害が非常に多いということで、高所作業における墜落防止措置、フルハーネス型の普及促進を進めていくということです。道路貨物運送事業に関しましては、荷役作業に係る災害が7割を占めていることから「荷役作業の安全対策ガイドライン」で周知を図っております。イの高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援、いわゆるエイジフレンドリーガイドラインの周知を進めるとともに、補助金の周知も進めるということです。ウの産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進ということで、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策も含めて、事業場で適切に実施されるように指導等を行っていく。また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」これがTHP指針と言われておりますが、これの周知徹底を進めていくということでもあります。それから「『過労死ゼロ』緊急対策」に沿って、メンタルヘルスに係る指導を確実に実施することにしております。5ページになりますが、さらに産保センターと連携を高めるとともに、助成金についても周知を進めていくことしております。化学物質対策、石綿ばく露防止対策、放射線障害防止対策の徹底につきましては、SDS安全データシートの交付の徹底からすべてが始まることから、ラベルを見たらすぐにSDSを確認する、リスクアセスメントの実施をするということで「ラベルでアクション」を展開しているところでもあります。石綿に関しましては、一昨年の7月に改正されまして、これから石綿含有の建築物の解体が盛んになっていくので、石綿則の改正の周知を図っていく。放射線障害防止対策の徹底を図るため、眼の水晶体に係る適正な被ばく線量管理等の実施を進めているところでございます。(8)治療と仕事の両立支援ということで、がんになって仕事を辞めざるを得ないということがあって、治療を続けながら仕事を続けていくということで両立支援対策ということですが、産保センターと連携して、あらゆる機会を捉えてガイドライン、連携マニュアルの周知をしていくこととしております。これの活動につきましては、当局が事務局となって地域両立支援推進チームを設置していきまして、活動を通して周知徹底を図っていくことしております。ウのトライアングル型サポート体制の推進ということで、主治医、会社・産業医と患者を両立支援コーディネーターのトライアングル型サポート体制を推進するということでもあります。

ここまでが令和2年までの災害を受けた施策ということで、この実施後の結果が今年の災害状況の5-1です。残念ながら災害が1,404人、177人の増加ということになります。それにつきましては、昨年の1月2月の降雪量が多く、県南、沿岸も例年に増して多かったこともあり、転倒災害が非常に多かったということでもあります。1月2月に発生した転倒災害というのは、昨年1年間で発生した転倒災害の2ヶ月で51%を占めていて、件数にすると104件増えているということです。この数字の中には、新型コロナウイルス感染症関連が47件入っているということで、災害を

押し上げているのが、転倒災害とコロナが増加しているということです。 5 - 2 につきまして、これをグラフ化したものですが、転倒災害といいましたが、冬季の墜落・転落災害の中にも、冬の転倒災害が元で災害がありますので、先ほどの51%、104件よりもっと増えます。めくっていただきまして、直近の傾向が棒グラフにあります。令和3年が1,404人、昨日現在の数字で申し上げますと1,489人、この数字は、署に提出されます死傷病報告を基にしておりますので、災害があつてから時を置いて災害があつたことを報告するというのもあつて、12月までの数値よりは少し増えてきているということでもあります。この確定値は3月になります。今見ていただいた通り、近年にない数字となっております。グラフ4が、業種ごとのグラフです。先ほど申し上げた通り小売業、社会福祉施設に関しては、減少の傾向がみられないということです。その次のグラフ5が事故の型別ですが、業種ごとに事故の型の特性が出てきているということです。

資料 6を見ていただきます。これに関しましては、東日本大震災の復興工事ということで、沿岸4署の災害動向を見える形にしておりました。沿岸4署の災害は減ってきているところですが、ピーク時には震災前の2倍程度発生していたものが、令和2年では1.3倍まで落ちてきている状況でございます。

ここまでが岩手の災害の状況と13次防の資料となっておりますが、7以降は全国的な資料となっております。詳細を割愛させていただきますが、7-1が小売業の転倒災害の増加に係る資料、7-2が社会福祉施設の労働災害についての資料、8-1が運輸、陸上貨物運送事業に関する災害の推移、これにつきましては、ロールボックスパレットというかごに荷物を積んで、テールゲートリフターとって後ろの方で上り下りする台からでの転落が多いということで、周知のポスターとチェックリストになっています。資料9が事務所則の今回の改正となっています。10が化学物質規制の見直しについての関係資料、11は先ほども申し上げた高齢者のエイジフレンドリーガイドラインの関係資料、12については熱中症の予防についての資料、13はいわて年末年始無災害運動ということで、冬季災害の防止に関する資料、14は両立支援、がん等と仕事の両立の資料となっておりますので、これについて審議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平塚部会長

それでは、ただ今の事務局の説明に関して、御質問、御意見があればお伺いしたいと思っております。御発言をお願いいたします。

鈴木委員

フルハーネス型の安全帯が義務になりましたが、特別教育をやっていると思いますが、対象者がどれくらい普及しているかを、労働局では把握していますか。

事務局（八重樫健康安全課長）

数値は、把握しておりません。いわゆる建設現場で足場上で作業する場合、厳密にいうとフルハーネス型でなくてもよいということがありまして、鳶土工といった職種の方々をイメージしてもらいたいと思いますが、足場のない高いところで作業する人達に関して義務となっています。基本的にフルハーネス型というのは、安全帯の胴ベルト式よりも安全性が高いということがありますので、基本はフルハーネス型となっております。一方で低所から墜落した場合を考えると、フルハーネス型だと高さがなく落ちてしまうということで、基本的には5メートル以上でフルハーネス型を使うということになっております。

鈴木委員

このルールを作ったことにより、墜落災害が減ったということにはならないんですね。

事務局（八重樫健康安全課長）

安全帯の胴ベルト式、フルハーネス型を使った災害としての数値は、持っておりません。胴ベルト式だと一本なので体への衝撃が大きく、落ちないで止まったとしても体にかかるダメージは大きいこともありまして、改正になった背景もあります。

鈴木委員

両立支援は、どれくらい普及しているか確認していますか。組合としては、労働契約に含まれているか、パーセントを知りたいです。

事務局（八重樫健康安全課長）

数値としては、持っておりません。どれくらいのパーセントかは、答えかねます。

先ほども申し上げましたが、両立支援の展開といたしましては、推進チームを作っておりまして、当局のみならず病院、一番は産保センターと連携をして、まずは浸透を図っている段階であります。取り締まり法規ではないので、なかなか浸透しないということがあるかと思いますが、強制的に取り締まることのできないので、展開には頭が痛いですが、監督署で集団指導や研修会を通して、我々も周知に務めている段階であるというところです。

平塚部会長

ありがとうございます。他に御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

千葉委員

資料 3の6ページに定期健康診断有所見率の推移と折れ線グラフが出ていますが、全国と比べて岩手県はどのようなのでしょうか。血中脂質検査が高いというのは、全国と同じなのでしょうか。

事務局（八重樫健康安全課長）

全国と比較は出ておりませんが、全国と比べて血中脂質を含め有所見者の割合は高くなっております。

千葉委員

全国より高い背景には、食べ物とか関連がありますか。

事務局（八重樫健康安全課長）

一つ言えるのは、労働者に高齢者が多いからだと思います。高齢になると所見が多くなる傾向がありますので、一つの原因かと思っております。

平塚部会長

この質問については、よろしいでしょうか。では、先ほど手を挙げられていた河合委員お願いします。

河合委員

治療と仕事の両立についてですが、おっしゃることはわかりませんが、何かこういった成果が見られたとか。数値は持っていないということですが、せっかく取り組んでいられるので、こういう進展があったとかはないのでしょうか。

事務局（八重樫健康安全課長）

実は、チームの会合ができていないこともありまして、今年度は書面会議ということで、資料を配布して周知を図っている形になっております。推進チームで好事例を取集しているという段階です。いろんな事例を病院や産保センターが持っていることがありますので、それについて収集を図っているところです。事例については、本審での書面回答でお答えすることになっております。

河合委員

民間の私傷病休職というのは大きな問題になっていて、休職期間に治らないので、解雇になったとかトラブルが多い。なかなか数値も出ないし、強制法規でないところで難しいとは思いますが、是非取り組んでいただきたいと思えます。

事務局（八重樫健康安全課長）

ありがとうございます。好事例がありましたら、広く周知していきたいと思っております。

平塚部会長

他に御質問、御意見がありますでしょうか。

西村委員

資料 5 - 1 ですが、令和3年の12月末時点での死傷者数が1,404人でコロナが内47人ということですが、令和2年は1,227人ですが、コロナの件数はどれくらいでしょうか。

事務局（八重樫健康安全課長）

何件という数値は、持っておりませんが、資料 3の9ページの下側のグラフに19という数字のその他の疾病がありますが、この19件がほぼコロナです。

西村委員

全く個人の感想ですが、給付金制度とかもあったので、もう少しコロナの数が多いと思っておりましたが、思ったより少ない。1,404人、1,227人の数字を押し上げたのはコロナだと思っておりましたが、通常の労災が高止まりしたのかなと考えております。

あと資料 9の関係ですが、職場における労働衛生基準が変わりましたということで、改正によって変更される点ということで、建設業の分野で女性が進出していますが、女性が建設現場で働きやすくすることから、前からトイレ、休憩所、更衣室が気になっています。現場を見ていると、トイレが男女共同であったりとかします。今回の改正で、独立個室型のトイレ、男性用と女性用に区別して設置するという原則を書いているのですが、現場では経費節減の関係で更衣室を男女分けないとか、時間で分けるとかといったような女性にとって働きにくい現場がまだあります。製造業では、女性のためにパウダールームを作るとかあります。建設現場では、まず公共事業でやってほしいなと思っております。企業側がプラスしてやれるように、

公共事業を発注する際に積算する時にはめ込んでほしいなど。女性が働きやすいように、国交省に現場管理費を積算するようにと働きかけてほしいです。要望めいておりますが、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局（八重樫健康安全課長）

ありがとうございます。私も現場を見ていますが、今はユニット型のトイレに広がってきてはいますが、まだおっしゃる通り不十分だと思います。これから女性の管理者も増えていくと思ひますし、若者の新しい風をどんどん送っていかないといけないと思ひますので、パトロールの際には、その観点から意見を言っていきたいと思ひております。好事例として、きれいにやっていますというのは、労働局のホームページで、見える安全化といった写真の資料がありまして、労働局というよりは花巻、大船渡署が事例を集めて写真でビフォーアフターとして資料を出しているのひ、それを活用しながら周知を進めていきたいと思ひております。

平塚部会長

他に御質問、御意見がありますでしょうか。

瀬川委員

質問でなく、意見です。

今年度から委員にさせていただいているが、随分と労災が多いと感じています。

労災を防ぐという点では、経営者の意識の問題があるかと思ひており、経営者側が、しっかり整理整頓などのちょっとしたところからの管理をやっているところとやっていないところの差が大きいと感じております。経営者の安全ということに対しての意識をどう上げていくかということで、今の経済状況によって変わってきている、安心安全に働ける職場でなければ人が集まらない、生産性が上がらない。当然ながら企業の業績に影響が出るということで、そういった点からでも、生産性を上げるために、意識改革を経営者の方にも持っていただくことが重要なのかなと。我々中央会でも進めていきたいと思ひていますが、これに関しては商工会議所連合会、商工会連合会などの商工団体4団体で連携を強めて、経営者の方々の意識改革をしてその制度のメリット、人材の確保であったり生産性を上げる観点からも、意識改革を続けていく必要があるのかなと思ひます。県とか市町村だけではなく、経済界などに働きかけていきたいと思ひています。従業員の安全意識の向上も大事なのかなと思ひます。これも経営者が日々の朝礼とかで確認する、安全管理のマニュアルを従業員と経営者が一緒になって実践するとかですね。最近製造業では、製造機械が高度化しています。災害が多いのはメンテナンスの時で、通常のプロダクションの流れ

の中で、ライン化して無人に動くのが増えてきているので、それらを止めて整備、点検しているときに間違っ​​てスイッチを押したとかあるので、従業員、経営者の方々にも意識を持ってほしいと思います。こういった意識づけを強めてほしいと思います。

平塚部会長

瀬川委員からの労災防止についての貴重なご意見を頂戴しましたが、それについて何かありますか。

事務局（八重樫健康安全課長）

今いただいた御意見に関しては、これからも意識づけをしていきたいと思います。

瀬川委員

設備を導入するときに、安全対策をきちんと強くしていく必要がある。産業振興センターのリースを使う場合や金融機関が貸付をする場合でも、安全装置が付いているものをみんながするような取組みをしてほしいです。

平塚部会長

ありがとうございます。では、河合委員どうぞ。

河合委員

西村委員からの質問に付け加えてですが、便所の設備ですが、少人数の作業場においては独立個室型の取扱いが変更されましたが、これは後退している感はあるのですが、どうなのでしょう。

事務局（八重樫健康安全課長）

今まで男性用と女性用と分けていましたが、今は洋式トイレが主流になって個室型のトイレの形が普及しているので、マンションや一般住宅を事務所にするときにこういうこともいいですよと規定したところです。

平塚部会長

ありがとうございます。他に御意見、御質問があればお伺いいたします。

鈴木委員

労働災害が多いということで、製造業は人手不足を時間外労働でカバーしている

ところもありますが、どうしても追いつかない。3交代を2交代に直したりと、少なからず労働災害が起きる状況があります。人員確保をしていく必要があると感じています。コロナの予防のために安全大会が開かれていなくて、同業者が集まる場を設けて意識を高めていければいいなと思っています。コロナ化でできる対策ができたらと思っています。

平塚部会長

労働者の意識についてお話しされましたが、事務局としてはどうですか。

事務局（八重樫健康安全課長）

おっしゃる通りここ2、3年間は集合形式での安全大会は、だいぶ減りました。業界団体の集まりで、法改正の周知を図るということをしてきましたが、今は大勢で集まることが難しい状況です。一方でWeb会議形式が増加し、安全大会もWeb会議になっています。これを利用して周知徹底を図っていきたいと考えています。なかなか対面で人と人が向き合う形ができなくて、例えば服装点検がやむなく省略されているところがあります。限られたできる手段で、今後とも周知を進めていきたいと考えております。

平塚部会長

他に御意見、御質問がありますでしょうか。

他に御質問がなければ、この議題についての審議を終了いたします。

次に、2番目の議題である「その他」について、事務局から、提案をいただきたいと思えます。

事務局お願いいたします。

事務局（八重樫健康安全課長）

それでは、事務局より今後の労働災害防止部会の開催に関しまして、御説明いたします。

岩手労働局では、年2回行っている地方労働審議会、本審と言われているものとは別に労働災害防止部会を年に1回、7月に事業場視察という形で安全衛生パトロールとともに、会議を実施してきた経緯があります。震災後の平成25年からは沿岸の復興工事を視察するということが、経緯としてあります。しかしながら、令和2年から新型コロナが蔓延して、感染予防の観点から中止せざるを得ない状況にあります。

今後のことを言いますと、オミクロン株が蔓延している状況を考えまして、大勢

の関係者が、事業場や工場等を集団で視察するというパトロール形式というのは、経営側の心良い承諾、理解を得て実施してきたものでありますから、なかなかやりにくい世の中になってきていると思われれます。事務局としては、パトロール形式での実施はやらない方向で考えております。開催頻度ですが、例えば北海道東北ブロックの中ですが、13次防でお話ししましたが、次防作りのために5年に1回が3局、そもそも部会そのものがないというのが2局、不定期として時期を決めていないのが1局というのが、周りの状況であります。全国的に見ても毎年開催しているところは、ほぼありません。岩手は、特別な開催方法であったといえるかもしれませんが。主流とすれば災害防止計画を樹立する際に、災害防止専門委員会を5年に1回開催するのが主流といえます。岩手局におきましても、労働災害防止部会の開催は、5年に1回と提案したいと思えます。労働災害に係る施策というのは、死亡災害を減らすという命の話という使命を負っているものなので、非常に重要なものと考えております。その施策の審議につきましては、毎年2回開催している本審の中で審議していただくということで続けていきたいと思えます。

今日御提案した内容については、意見を聞かせていただく場であり、この場で決めるものではないと考えています。来年度に関しましては、14次防の作成がありますので開催したいと考えております。その際に、本提案について決定したいと思っております。

本日は、皆様から開催頻度、形式について、御意見をいただきたいと考えておりますので、御自由に御発言いただければと思えます。

平塚部会長

ただいま部会開催についての提案、説明がありましたが、御質問や御意見がありましたらお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

西村委員

他県でも5年に1回としていて不都合がないのであれば、よろしいのではないかと思います。確かにコロナの状況から、事務局を含めて10名位が視察に行くのであれば無くてもいいのかなと。委員から現場を見たいと意見が出た時に、御検討をいただくということでいいのではないのでしょうか。当面は、事務局がおっしゃったようにして様子見にしてはどうでしょうか。

瀬川委員

全国で例を見ない取組みを岩手労働局さんはしてきたということで、非常に素晴らしいのではないかと思います。西村委員のようにコロナの関係で、様子見でよい

のではないかと思います。パトロールすることが目的ではないので、1,489 人という大きい災害の数字があるので、どうやって減らしていくか、パトロール以外で知恵を絞っていけばいいのかなと思っています。

平塚部会長

御意見ありがとうございました。他にありませんか。

鈴木委員

御提案の内容で、良いのではないかと思います。14 次防ですが、地方労働審議会
で御提案されているのであれば、災害防止部会を開かなくてもいいと思います。パ
トロールについては、今までと違い他の業種で労働災害が増加した時などに、必要
に応じてパトロールを開催でよいのではないかと思います。

平塚部会長

ありがとうございました。他にご意見ありませんか。

それでは、来年度の労働災害防止部会は、第 14 次労働災害防止計画の関係もあり
開催されるということになります。再来年度以降の開催につきましては、委員の皆
様から様々な御意見を頂戴したところでありますので、次回の部会開催までに事務
局で再度整理してもらったうえで、来年度の部会で決定するというところでよろしい
でしょうか。

委員

同意。

平塚部会長

最後に、委員の皆様のほうから「その他」として御発言のある方がおられましたら
お願いします。

どなたかありますでしょうか。ないようですね。

それでは、以上をもちまして予定しておりました全ての議事を終了いたしますが
特にないようですので、冒頭に事務局から話がありましたとおり、本部会の議事録
及び議事要旨につきましては、後日、各委員にメールで送られ、確認してもらうこ
とになりますので、よろしく願いいたします。

それでは閉会とします。

議事の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局（熊谷主任監察監督官）

以上をもちまして、「令和3年度岩手地方労働審議会 労働災害防止部会」を終了させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、本部会にご出席いただき、ありがとうございました。